

新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白



項目名

【環境検査】

- 大腸菌-原湯等 (依頼コード No.13399)
- 大腸菌-原湯等(海水含) (依頼コード No.13400)

受託開始日 2020年10月1日(木) ご依頼分より

厚生労働省から令和元年9月19日付で生食発0919第8号「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」が発出され、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準及び検査方法において、対象となる検査項目が大腸菌群から大腸菌へ変更されました。

この度、検査委託先(株式会社BMLフード・サイエンス)で大腸菌-原湯等と大腸菌-原湯等(海水含)の受託体制が整いましたので、ご案内申し上げます。

また、上記通知の注意書きにございますが、海水を含む試料につきましては偽陽性となる場合があり、確認試験を行う必要がございますので、依頼コードを別に設定いたしました。

なお、従来の大腸菌群検査につきましても、引き続きご依頼いただけます。

本項目の適用の可否につきましては、管轄の保健所へお問い合わせくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



Google play



Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル

Qualis
Medical Station

受託要領

依頼コードNo.	13399	13400
検査項目名	大腸菌-原湯等	大腸菌-原湯等(海水含)
検査材料	原湯、原水、 上がり用湯及び上がり用水	海水を含む原湯、原水、 上がり用湯及び上がり用水
検体必要量	100mL以上	
容器	水質検査(細菌検査用) 100mL、200mL	
検体の保存方法	冷蔵	
所要日数	3～7	
検査方法	特定酵素基質培地法	
基準値	検出されないこと	
報告範囲 (報告形式)	不検出または陽性	
測定場所	株式会社BMLフード・サイエンス	
備考	塩素殺菌剤が混入している水においては、ハイポ入り(塩素中和剤)滅菌済採水瓶をご使用ください。	

【参考資料】

厚生労働省令和元年9月19日付生食発0919第8号：「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」

報告書印字位置

水質検査報告書

第 _____ 号

様

検体種類

採取場所

受付番号

採取日

採取時間

受付日

検査日

報告日

年

月

日

時

分

年

月

日

年

月

日

年

月

日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌数		個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド		mg/L	0.05以下
大腸菌数		個/mL	検出されないこと	重クロム酸及びその化合物		mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物		mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物		mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物		mg/L	0.01以下	銅及びその化合物		mg/L	0.05以下
鉛及びその化合物		mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物		mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物		mg/L	0.05以下
六価クロム化合物		mg/L	0.02以下	塩化物イオン		mg/L	0.05以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.04以下	カルシウムマгнеシウム		mg/L	0.05以下
シアン化ヒドロゲン及び亜シアン		mg/L	0.01以下	亜硝酸態窒素		mg/L	0.05以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	10以下	亜硝酸態窒素		mg/L	0.05以下
フッ素及びその化合物		mg/L	0.05以下	シニオン界面活性剤		mg/L	0.05以下
砒素及びその化合物		mg/L	1.0以下	2-メチルイソプロパノール		mg/L	0.05以下
四塩化炭素		mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤		mg/L	0.05以下
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05以下	フェノール		mg/L	0.05以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC))		mg/L	0.05以下
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	pH			
トリクロロエチレン		mg/L	0.01以下	pH測定時の温度			
トリクロロエチレン		mg/L	0.01以下	色			
ベンゼン		mg/L	0.01以下	濁度			
亜硫酸態窒素		mg/L	0.02以下	臭気(20℃以下)			
クロロホルム		mg/L	0.05以下	有機物(全有機炭素(TOC))		mg/L	0.05以下
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	大腸菌数(20℃以下)		個/mL	0.1以下
ジブromクロロメタン		mg/L	0.01以下	大腸菌数(20℃以下)		個/mL	0.1以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.01以下	塩素		mg/L	0.1以下
総トリハロメタン		mg/L	0.12以下(注2)	亜硝酸態窒素		mg/L	0.05以下
トリクロロメタン		mg/L	0.04以下	大腸菌-原湯等		個/mL	検出されないこと
ブromクロロメタン		mg/L	0.03以下	大腸菌-原湯等(海水含)		個/mL	検出されないこと
ブromホルムアルム		mg/L	0.002以下				

面をご参照ください

有機リン

大腸菌-原湯等

大腸菌-原湯等(海水含)

0.1以下

検出されないこと

検出されないこと

判 定

基 準 値

検 査 方 法

備 考

上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に()です。

水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による

水質基準に関する省令の規格に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による

建築物飲料水水質検査業 川崎市30水第969号
厚生労働大臣登録機関 第184号



〒350-1101 埼玉県川口市堤の場1361-1
TEL: 049-232-3131 FAX: 049-232-3132
水質検査部門管理者
総研検査本部長 奈良部 安

株式会社ビーエムエル

株式会社ビーエムエル